

会 見 年 月 日	令和5年4月27日（木曜日）		
担 当 課	子育て支援課	（担当者名：前田）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6808	（内線：2150）	FAX：0791-43-7138

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の実施について

1. 趣 旨

食費等の物価高騰などに直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の制度により「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」を実施します。

2. 内 容

（1）支給対象者

ア ひとり親世帯

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回るが、公的年金等の受給により、児童扶養手当を受給していない者
- ③ 児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同様の水準にある者

イ その他の子育て世帯

- ① 令和4年度の「子育て世帯生活支援特別給付金」受給者（申請不要）
- ② 対象児童（令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障がいのある子については20歳未満））の養育者で、次のいずれかに該当する者
 - ・令和5年度分の住民税が非課税である者
 - ・住民税課税者であるが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者※令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象になります。

（2）支給額

対象児童1人につき5万円

（3）支給対象児童数（見込み）

約890人（約530世帯）